

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）の情報公開が派遣元事業主に義務付けられました。（法第 23 条第 5 号）

以下に、当センターにおける情報提供項目を公開いたします。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額（小数点以下一位の位を四捨五入）}}$$

○実施事業所名・事務所所在地

公益社団法人 長野県シルバー人材センター連合会 松本地域事務所
〒390-0864 長野県松本市宮淵本村 1 番 1 0 号

令和 7 年度実績

派遣労働者の数	92人
派遣先の数	26社
マージン率	21.4%
派遣料金の平均額	11,744円（1日あたり8時間換算）
派遣労働者の賃金の平均額	9,230円（1日あたり8時間換算）
派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等	左記の労使協定は締結していない
教育訓練に関する事項	通勤・就労時交通安全講習、転倒災害防止講習 入職時講習、マナー講習等
【その他事項】 加入：労災保険 制度：有給休暇制度 対象外：健康保険・厚生年金・雇用保険 シルバー派遣事業における就業は「臨時的かつ短期的、またはその他の軽易な業務」に限定されており、所定労働時間が週20時間未満のため、適用対象外となっております。 ※但し、高齢法第39条第1項に基づく業務拡大等で所定労働時間が週20時間を超える等、加入要件を満たす場合、雇用保険は適用されます。	